

介護ネットみやぎ速報

(第33号 2012.1.4)

発行者 NPO法人 介護ネットみやぎ

責任者 入間田 範子

022-276-5202

022-276-5205



宮城県議会は「介護保険報酬改定にむけ国への意見書」を全会一致で可決しました！

介護ネットみやぎが各会派に要望していた「介護保険報酬改定にむけ国への意見書提出を求める要望書」が、別紙の「新たな課題に対応した持続可能な介護保険制度の確立に向けた制度設計を求める意見書」として、12月21日の宮城県議会本会議にて全会一致で可決されました。

『介護ネットみやぎが宮城県議会に要望した「介護報酬改定にむけた国への意見書を求める要望書』』

- (1) 現在、介護保険の枠組み以外の国の予算として行なわれている「介護職員処遇改善交付金」の見直しが進められているが、介護保険料や介護サービスの利用料などの国民の負担を抑えるために、介護保険の枠組み以外の国の予算として2012年度以降も「介護職員処遇改善交付金」を継続すること。
- (2) 地域包括ケア体制構築の核になる地域包括支援センターを強化するために指定介護予防支援事業所としての要支援者のケアマネジメント業務を地域包括支援センター業務から外し体制を強化し、地域包括支援センターが包括的支援事業だけで運営できる財源を確保できる枠組みとすること。
- (3) ケアマネジャーの社会的地位と役割が確立・評価され、居宅介護支援事業の独立性を担保するために、単独の事業所としてなりたつ介護報酬にすること。
- (4) 認知症グループホームの夜勤職員配置を1ユニット2人とすること、またショートステイなどの介護サービスにおける夜勤職員配置を2人以上にすることを義務付け、それに見合った報酬にすること。
- (5) 新たな介護報酬の地域区分が検討されており、介護報酬全体の水準を0.6%引き下げ、上乗せが必要な地域区分に配分する試算が出されているが、東京などの大都市以外の多くは介護報酬が引き下げる。全ての地域の報酬が下がらないように配慮すること。

上記要望書は、12月8日、介護ネットみやぎが宮城県議会各会派に提出した要望書です。(項目のみ)次ページに掲載したのが、宮城県議会で採択された“意見書”です。

新たな課題に対応した持続可能な介護保険制度の確立に向けた制度設計を求める意見書

介護保険制度を維持するために、介護職員の人材確保は喫緊の課題であるが、勤務環境や待遇などの条件が原因で常に人材不足の状況にあり、介護職員の社会的役割にふさわしい賃金体系を構築し積極的な人材確保・育成の推進が求められている。

また、被災地においては、援護が必要な被災者に包括的な支援を行う地域包括支援センターの重要性が再認識されているほか、夜間の災害発生に対応できる手厚い人員配置の必要性など、新たな課題も生まれている。

よって、国においては、必要な人材が確保され、かつ保険料や利用者負担の上昇を可能な限り抑え、利用者や家族が安心して利用できる介護保険制度の確立に向け、平成二十四年四月の介護報酬改定をはじめとする今後の制度設計に当たり、次の事項について速やかな実現を図るよう強く要望する。

一 平成二十四年四月の介護報酬改定に当たっては、震災後の状況変化や新たな課題を踏まえ、居宅介護支援事業所の独立性の担保、認知症グループホーム等の夜勤職員配置の強化などに十分配慮するとともに、保険料や利用者負担について、安易に国民に負担を求めることなく、介護人材の確保やサービス環境の改善が図られる持続可能な報酬体系とすること。また、地域区分の変更に当たっては、都市部以外の介護報酬水準引き下げを行わないこと。

二 施設サービスをいたずらに抑制することなく、地域包括ケアシステム構想が提起するサービスの効果やコスト、サービス提供に必要となる区分支給限度額を検証することにより、在宅サービスまたは施設サービスいずれかの選択が可能となる利用者本位の介護保険制度を確立すること。また、地域包括ケア体制構築の核になる地域包括支援センターを強化するために、指定介護予防支援事業所としての要支援者のケアマネジメント業務を地域包括支援センター業務から外し体制を強化すること。

三 介護職員の人材確保と保険料の抑制を図るために、介護職員待遇改善交付金の制度を平成二十四年度以降も継続すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日

宮城県議会議長 中 村 功

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣